

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業者選定委員会  
設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくスポーツ・コンベンションセンター整備運営事業（以下「事業」という。）の事業者選定に当たり、設計、建設、維持管理、運営の各分野の専門性等を審査することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次の事項について検討を行う。

(1) 「実施方針等策定段階」

実施方針案，要求水準書案，落札者決定基準案，契約書案の検討・審査

(2) 「入札実施段階」

選考方法，要求水準書，落札者決定基準，契約書の最終的な検討・審査

(3) 「事業者（落札者）選定段階」

落札者決定基準に基づき，各民間事業者の入札書の審査，評価

(委員)

第4条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選で選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、初回の会議については、知事が招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から事業契約締結の日までとする。

2 委員の辞職等により委員会の運営に支障が生じたときは、知事は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平かつ公正に評価を行わなければならない。

2 委員は、直接的、間接的を問わず、特定事業を実施しようとする民間事業者への援助、助言等を行ってはならない。

3 委員は、会議において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び委員会が公表した情報に関しては、この限りではない。

(会議結果の公表等)

第9条 会議での審査の経過及び結果について公表する事項、時期等は、委員会が自ら決定するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行し、事業契約が締結される日をもって、その効力を失う。